

⇩ 平成18年以降の給与支払報告書

Q : 今年度から、「給与支払報告書」の取扱いが変わるそうですが、どのようになったのですか？

A : 平成18年度からは、アルバイトや日雇いであっても給与の支払金額の合計が年30万円以上であれば、「給与支払報告書」を市町村へ提出しなければならなくなりました。

【解説】

この改正は、平成17年度の税制改正によるもので、平成18年1月からは次のように取り扱わなければならないこととなっています。

- ① 1月1日現在に勤務している従業員については、給与の支払額にかかわらず無条件で前年の所得等を記載した「給与支払報告書」を作成して1月31日までに従業員が居住している市町村に提出しなければなりません。
- ② 年中に退職した者のうち、1月1日から退職までの給与支払額が30万円以上の者については、退職した年の翌年1月31日までに「給与支払報告書」を作成して、退職時の住所地の市町村に提出しなければなりません。

これは、いわゆるフリーターなどの短期労働者に対する課税漏れを無くすために採られた措置ですが、平成18年度からの適用となっていますので、平成17年分については、これまでどおりの処理をすることが認められています。

